

議員提出議案第 12 号

市議会の権限に属する事項で市長が専決処分することができる事項の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、市議会の権限に属する事項のうち、市長において専決処分をすることができる事項を次のとおり指定する。

記

- 1 法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る額が 50 万円以下（交通事故に係るものにあつては、1 事故につき 100 万円以下）のもの
- 2 地方自治法第 96 条第 1 項（第 5 号に係る部分に限る。）の規定による議会の議決を経て締結した工事請負契約（以下この項において「議決契約」という。）の契約金額を変更する契約であつて、議決契約の契約金額の 10 分の 1 に相当する金額（当該額が 3,000 万円を超える場合にあっては、3,000 万円）の範囲内で増額し、又は減額するもの

令和 7 年（2025 年）10 月 6 日提出

宝塚市議会議長 富川 晃太郎 様

（提出者）

宝塚市議会議員	村 松 あんな
同	桑 原 健三郎
同	中 野 正
同	寺 本 早 苗
同	梶 川 みさお
同	末 永 やよい
同	田 中 こ う